

つくばみらい市議会議長交際費の支出基準及び公表基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市議会の円滑な運営を図るため、議長が市議会を代表して個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準を定めるとともに、交際費に係る公表基準を定めることにより、市議会のより一層の透明性を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 交際費の支出区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 慶祝 総会、大会、式典、祝賀会、祝宴及び竣工式等の各種慶事に対するお祝い金
- (2) 会費 前号に掲げるもののうち、会費が明記されているもの及び市政に関わりのある意見交換・研修会等への参加に係る経費
- (3) 弔慰 葬儀等における香典、供花及び供物等の弔慰表意に係る経費
- (4) 見舞 病気及び事故等の見舞に係る経費
- (5) 協賛 市費の助成又は補助がなく趣旨に公益性が認められる各種大会等の協賛に係る経費
- (6) 渉外 市議会運営に資する意見交換、折衝及び情報収集等の懇談や土産等の特産品購入に係る経費
- (7) その他 その他市議会運営において、支出することが適当と認められる経費

(支出基準)

第3条 交際費の支出額及び範囲は、別表第1及び別表第2に定めるものとする。

(支出内容の公表)

第4条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

(公表の時期及び方法)

第5条 交際費の公表は毎月行うものとし、当月分の事項を翌月10日（休日の場合は翌日）までに、つくばみらい市議会のホームページで公表するものとする。

(個人情報の保護)

第6条 交際費の公表に当たっては、つくばみらい市個人情報保護条例（平成18年つくばみらい市条例11号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行わなければならない。

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	内容	金額	備考
慶祝	総会・大会・式典・ 祝賀会・祝宴・竣工式等	10,000円	内容に応じて10,000円を限度とする。 会費が明記されているものは、会費として支出する。
	賀詞交歓会・新年会等		
会費	慶祝のうち 会費が明記されているもの	相当額	会費として指定された額
	市政に関わりのある 意見交換・研修会等		会費が明記されているものはその金額 会費が明記されていないものは、原則として5,000円とする。
協賛	各種団体等の 活動への協賛・賛助	相当額	内容に応じてその都度決定する。 ただし、市費の助成・補助が無く、直近の収支報告書等の提出により公益性が認められる活動に限る。
渉外	意見交換・折衝・ 情報収集等の懇談	10,000円	10,000円を限度とし、会費の定められているものは当該金額とする。
	茶菓代・土産代等	相当額	内容に応じてその都度決定する。 主に、行政視察や要望活動時の手土産代、行政視察受入れ時茶菓代（市産品PR）、友好都市等との交際に必要な経費とする。
その他	議長が特に必要と 認めたとき	相当額	内容に応じてその都度決定する。

ただし、表の金額にかかわらず、関係自治体や他の出席予定者との均衡を図る必要がある場合は、社会通念上妥当な範囲内において、関係者と調整のうえ支出額を決定することができる。

別表第2（第3条関係）

弔慰・見舞

	職名等	本人	同居の一親等 及び配偶者 (姻族を含む)	同居のそ 他の親 族	別居の父母 (義父母を 除く)	見舞 (本人の み)	弔電 等
当市関係	市議会議員(現職)	20,000 円と 生花等一基	10,000 円と	5,000 円	5,000 円	10,000 円	内容に応じてその都度決定
	市長(現職)		生花等一基				
	副市長・教育長		10,000 円				
	市職員	10,000 円と 生花等一基	—	—	—		
	農業委員会委員・教育委員会委員・監査委員・選挙管理委員会委員・固定資産評価審査委員会委員、消防団長・消防団員	10,000 円 生花等一基	—	—	—	—	
	元市議会議員・元市長(退職後4年以内)	5,000円	—	—	—	—	
近隣議長等	茨城県市議会議長会会長	10,000 円	—	—	—	—	内容に応じてその都度決定
	茨城県南市議会議長会構成市の議長、近隣自治体議会議長	10,000 円	5,000円	—	5,000 円	—	
	当市関連の議会議長	10,000 円	—	—	—	—	
首長	近隣自治体の首長	10,000 円	5,000円	—	5,000 円	—	
その他	当市が属する選挙区の国会議員、県知事、県議会議員、市内在住の県議会議員	10,000 円	5,000円	—	5,000 円	—	
	当市と密接な関係にある者又は市政に貢献のあった者で、特に議長が必要と認めた者	その都度決定					

- ・病気及び事故の見舞は、7日以上入院又は1か月以上の自宅療養をしたときに限る。
- ・本表の複数の項目に該当する場合は、高額な基準を適用する。